

佐伯市生活排水処理施設整備構想(案)

平成 27 年 8 月

大 分 県 佐 伯 市

目 次

1. 総説	1
1.1 構想策定の目的及び基本方針	1
1.2 構想の適用範囲	1
1.3 基準年次	1
2. 生活排水処理施設の種類	2
3. 生活排水処理の現状	5
4. 構想策定のフロー	6
5. 見直しの結果	7
5.1 将来行政人口	7
5.2 地区別の整備方針及び手法	8
6. 段階的整備の方針	11

1. 総説

1.1 構想策定の目的及び基本方針

本市は平成 17 年 3 月 3 日、大分県佐伯市と南海部郡 5 町 3 村が合併して誕生した、行政面積 903.4km² の九州一広大な市です。

本市の汚水処理事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、合併浄化槽市町村整備事業及び合併浄化槽設置整備事業により推進しています。このように、多くの汚水処理施設が点在する本市の特徴を踏まえながら、今後の人口減少及び近年の社会情勢等を反映した、佐伯市として最適かつ効率的な汚水処理整備手法についての検討を行いました。

なお、見直しにあたっては「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル-平成 26 年 1 月-（国土交通省、農林水産省、環境省）」（以下、**構想マニュアル**）及び「大分県生活排水処理施設整備構想策定マニュアル_平成 26 年 7 月_大分県」（以下、**県構想マニュアル**）に基づき検討を実施しました。

1.2 構想の適用範囲

本構想の適用範囲は、佐伯市行政区全域を対象とします。

構想の適用範囲	佐伯市行政区全域
---------	----------

1.3 基準年次

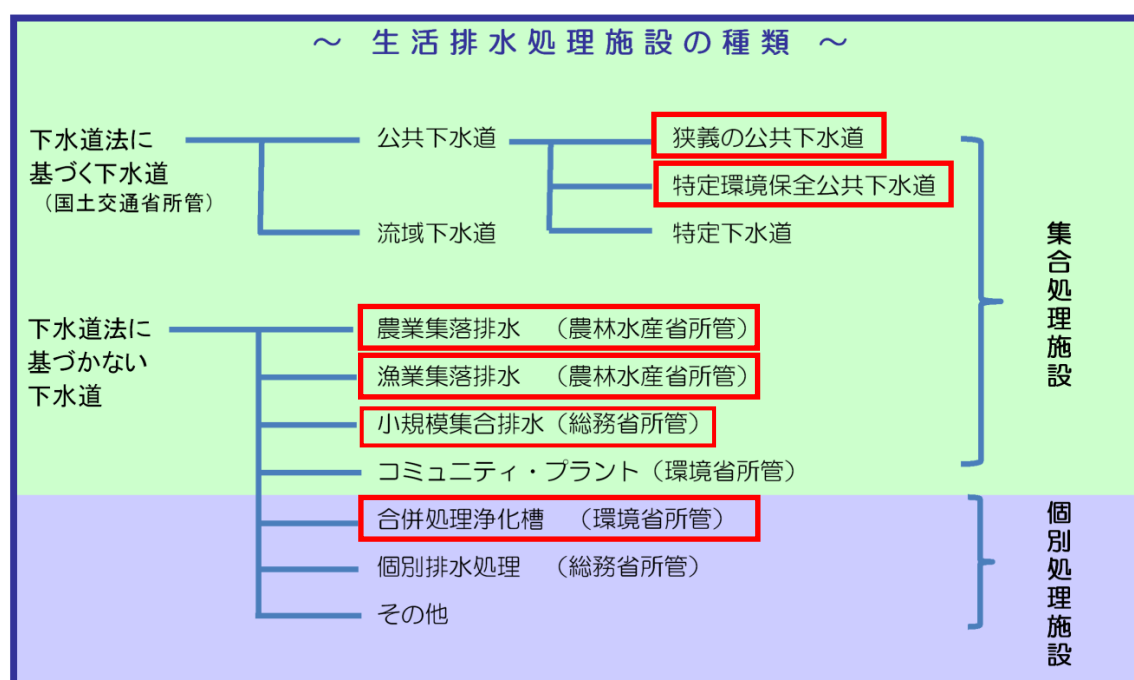
本構想の基準年次は、県構想マニュアルに基づき、以下のとおりとします。

基 準 年 次		平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
構 想 期 間	現 況 年 次	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
	将 来 年 次	平成 47 年度 (平成 48 年 3 月 31 日)

2. 生活排水処理施設の種類

生活排水処理施設は、一般にまとめて「下水道」と言われることがありますが、国土交通省、農林水産省、環境省等の所管で各種の事業が実施されています。実際の整備に当たっては、それぞれの地域で、その地域の実情に応じた整備手法が選定されることとなります。本市が特性上選定している整備手法は、次頁（表１）のとおりです。

なお、本市では図中の赤枠で示される生活排水処理を進めております。本市が特性上選定している整備手法は、次頁（表１）のとおりです。



出典：大分県生活排水処理施設整備構想 2010

図 1 生活排水処理施設の種類

表 1 佐伯市の生活排水処理施設整備手法の概要

事業名	対象地域	人口規模	該当地区
公共下水道 (狭義の公共下水道)	主として市街化区域(市街化区域が設定されていない場合は既成市街地、及び周辺地域)	概ね10,000人以上	佐伯地区
特定環境保全 公共下水道	市街化区域以外の区域	1,000人～10,000人以下	上浦地区 鶴見地区 蒲江地区
農業集落排水	農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする区域を含む)内の農業集落	原則として概ね1,000人程度に相当する規模以下20戸以上	佐伯地区 弥生地区 宇目地区 直川地区
漁業集落排水	指定漁港の背後の集落	100人以上5,000人以下 辺地、過疎、山村、離島については50人以上	佐伯地区 上浦地区 鶴見地区 米水津地区 蒲江地区
合併処理浄化槽	【個人設置】 下水道事業計画区域外で生活排水対策が必要な区域 【市町村設置】 特定地域(水質汚濁防止法に基づく生活排水対策拠点地域・水道水源の流域等)	【個人設置】 制限なし(戸別に設置) 【市町村設置】 年間20戸以上(佐伯市では特例に該当し 10 戸以上)	佐伯市全域



出典：大分県生活排水処理施設整備構想 2010

図 2 生活排水処理施設の整備手法の概念図

3. 生活排水処理の現状

本市では、現在、公共下水道事業 1 箇所、特定環境保全公共下水道事業 3 箇所、農業集落排水事業 10 箇所、漁業集落排水事業 14 箇所、小規模集合排水処理施設整備事業 3 箇所の合計 31 箇所の集合処理施設で整備を推進しています。また、本市全域で合併浄化槽の整備も行われております。

生活排水処理のうち、集合処理の割合は全体の約 45%、合併処理浄化槽の割合は全体の約 25%で、概ね 70%の生活排水処理が可能な状況となっています。

なお、平成 25 年度の大分県全体での生活排水処理の割合は約 88%となっており、県全体値と比較すると本市はやや低い状況にあります。

表 2 佐伯市の生活排水処理施設整備状況(平成 25 年度末)

区分	種別	処理可能人口	
		人口(人)	割合
集合処理	公共下水道	19,529	25%
	特定環境保全公共下水道	3,588	5%
	農業集落排水	7,769	10%
	漁業集落排水	3,463	5%
	小計	34,349	45%
個別処理(合併処理浄化槽)		18,993	25%
処理可能人口計		53,342	70%
未処理人口		23,370	30%
合計		76,712	100%

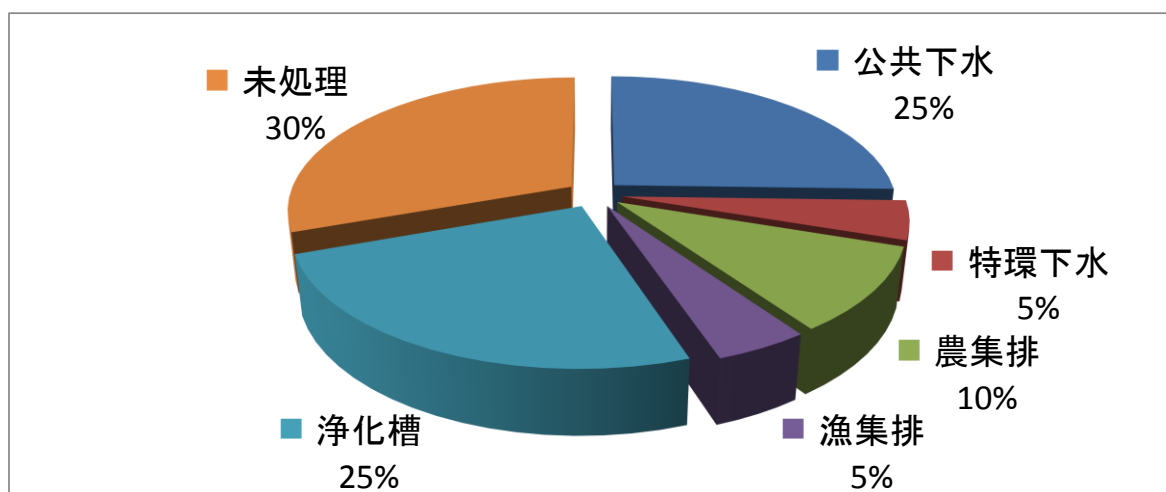


図 3 佐伯市の生活排水処理施設整備状況(平成 25 年度末)

4. 構想策定のフロー

本構想の策定にあたっては、**構想マニュアル及び県構想マニュアル**に基づき、以下のフローにて検討を実施しました。

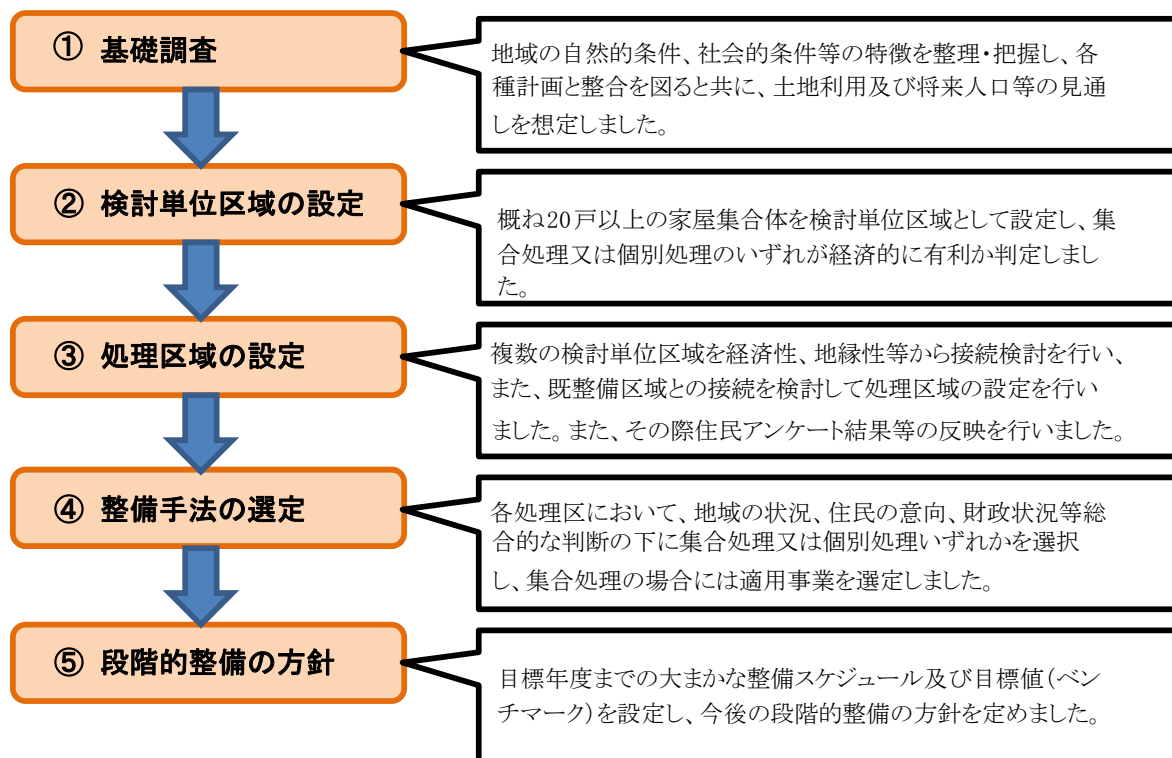


図 4 構想策定のフロー

5. 見直しの結果

5.1 将来行政人口

将来行政人口は、平成 22 年度国勢調査結果に基づき、推定された「市村別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、平成 25 年 3 月推計）に対して、住民基本台帳人口に補正を行った人口を採用としました。

なお、検討では、旧市町村単位から、さらに詳細に国勢調査区別の将来人口を設定しました。

表 3 佐伯市の行政人口の推移

旧市町村名	将来行政人口(人)				
	H27	H32	H37	H42	H47
佐伯市	46,230	43,937	41,410	38,762	36,093
上浦町	2,078	1,905	1,724	1,556	1,392
弥生町	7,285	6,867	6,448	6,030	5,624
本匠村	1,572	1,425	1,280	1,146	1,021
宇目町	2,904	2,620	2,333	2,071	1,830
直川村	2,278	2,074	1,875	1,690	1,513
鶴見町	3,295	3,011	2,721	2,448	2,186
米水津村	2,081	1,946	1,802	1,657	1,518
蒲江町	7,281	6,668	6,054	5,468	4,919
合計	75,004	70,453	65,647	60,828	56,096

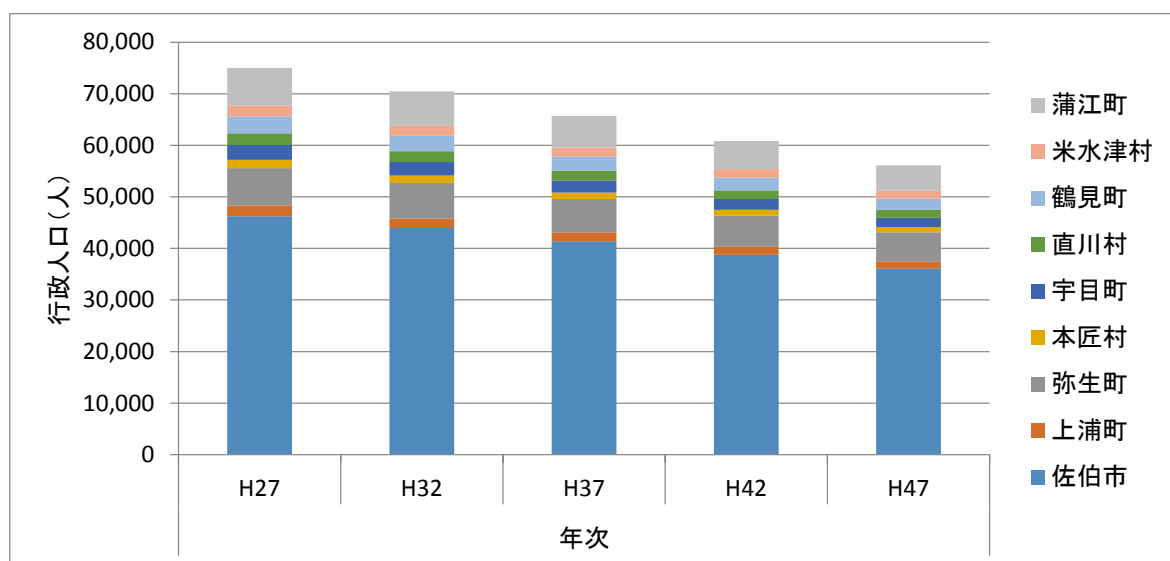


図 5 佐伯市の行政人口の推移

5.2 地区別の整備方針及び手法

各地域の特性を総合的に勘案して、行政的な最終判断を加える必要があります。よって以下のとおり佐伯市の集合処理区域における主な設定方針を示します。

主な 設定 方針	① 前回（平成 21 年度）の汚水処理構想において、地域特性や住民の意向を考慮して、個別処理とした区域は、本計画においても個別処理とする。 ② ①に加え、“合併浄化槽の普及率が高く、接続が望めない区域”及び“住民の意識調査により接続が望めない区域”は個別処理とする。
----------------	---

また、地区別の整備方針及び手法を以下に示します。

(1) 佐伯地区の整備方針及び手法の選定について

佐伯地区においては、現在公共下水道事業、農業集落排水整備事業及び漁業集落排水整備事業による集合処理と、合併浄化槽設置整備事業による個別処理で生活排水処理を行っており、公共下水道事業については鶴望地区、女島地区、鶴谷地区、西浜地区と順次整備し平成 38 年度の整備完成をめざします。

その他の地区におきましては、現在の公共下水道計画区域の整備が完了するまでに、相当の期間を要すること及び佐伯市の財政状況を考慮した結果、合併浄化槽設置整備事業による整備にしたいと考えております。

また、今後集合処理施設の老朽化等を踏まえ、長谷地区と長良地区については詳細な統合検討を行うように考えております。

なお、今回の構想見直しで、公共下水道の計画区域であった、鶴望地区の JR 線路より北側約 72ha を個別処理に変更し、早期の汚水処理概成を目指します。

整備手法は、集合処理と設定した区域については公共下水道事業（工事中）、農業集落排水整備推進事業（完成）及び漁業集落排水設備推進事業（完成）による処理とし、その他の区域については、合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置）としました。

(2) 上浦地区の整備方針及び手法の選定について

上浦地区においては、現在、特定環境保全公共下水道事業（津井・浅海井地区）漁業集落排水整備事業（蒲戸・福泊・長田・夏井・浪太地区）による集合処理と合併浄化槽設置整備事業（大浜地区）の個別処理で生活排水処理を行っており、整備方針は今後も同様にと考えております。

整備手法は、集合処理と設定した区域については特定環境保全公共下水事業（完成）

及び漁業集落排水設備推進事業（完成）による処理とし、その他の区域については、合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置）としました。

(3) 弥生地区の整備方針及び手法の選定について

弥生地区においては、現在、農業集落排水整備事業の集合処理（谷口地区 井崎地区 切畑地区）と合併浄化槽設置整備事業（その他の地区）の個別処理で生活排水処理を行っており、整備方針は今後も同様にと考えておりますが、今後集合処理施設の老朽化等を踏まえ、谷口地区と井崎地区については詳細な統合検討を図るように考えております。

整備手法は、集合処理と設定した区域については農業集落排水整備事業（完成）による処理とし、その他の区域については、合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置）としました。

(4) 本匠地区の整備方針及び手法の選定について

本匠地区においては、現在、合併浄化槽設置整備事業での個別処理を行っており、整備方針は今後も同様にと考えております。

整備手法は、個別処理と設定した全区域については合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置）としました。

(5) 宇目地区の整備方針及び手法の選定について

宇目地区においては、現在、農業集落排水整備事業の集合処理（千束地区・小野市地区）と合併浄化槽設置整備事業（その他の地区）の個別処理で生活排水処理を行っており、整備方針は今後も同様にと考えております。

整備手法は、集合処理と設定した区域については農業集落排水整備事業（完成）による処理とし、その他の区域については、合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置）としました。

(6) 直川地区の整備方針及び手法の選定について

直川地区においては、現在、農業集落排水整備事業の集合処理（赤木地区・久留須地区）と合併浄化槽市町村整備推進事業（その他の地区）の個別処理で生活排水処理を行っており、整備方針は今後も同様にと考えております。

整備手法は、集合処理と設定した区域については農業集落排水整備事業（完成）による処理とし、その他の区域については、合併浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置）としました。

(7) 鶴見地区の整備方針及び手法の選定について

鶴見地区においては、現在、特定環境保全公共下水道事業（松浦地区）、漁業集落

排水整備事業（吹浦・羽出・有明・中越・丹賀・梶寄・大島地区）及び小規模集合排水処理施設整備事業（猿戸・広浦・下梶寄地区）による集合処理と合併浄化槽設置整備事業（その他地区）の個別処理で生活排水処理を行っており、整備方針は今後も同様にと考えております。

整備手法は、集合処理と設定した区域については特定環境保全公共下水道事業（完成）、漁業集落排水整備推進事業（完成）及び小規模集合排水処理施設整備事業（完成）による処理とし、その他の区域については、合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置）としました。

(8) 米水津地区の整備方針及び手法の選定について

米水津地区においては、現在、漁業集落排水整備事業（宮野浦地区）の集合処理と合併浄化槽市町村整備事業（その他地区）の個別処理で生活排水処理を行っており、整備方針は今後も同様にと考えております。

整備手法は、集合処理と設定した区域については漁業集落排水整備推進事業（完成）による処理とし、その他の区域については、合併浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置）としました。

(9) 蒲江地区の整備方針及び手法の選定について

蒲江地区においては、現在、特定環境保全公共下水道事業（蒲江浦地区）と漁業集落排水整備事業（楠本地区）による集合処理と合併浄化槽市町村整備推進事業（波当津・葛原・深島・屋形島地区）及び合併浄化槽設置整備事業（その他地区）の個別処理で生活排水処理を行っており、整備方針は今後も同様にと考えております。

整備手法は、集合処理と設定した区域については特定環境保全公共下水道事業（工事中）及び漁業集落排水整備推進事業（完成）による処理とし、その他の区域は合併浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置）〔波当津・葛原・屋形島・深島地区〕及び合併浄化槽設置整備事業（個人設置）としました。

なお、蒲江処理区の整備は平成 28 年度完了を目指します。

6. 段階的整備の方針

本市の集合処理区のうち、面整備が残る処理区は佐伯処理区および蒲江処理区である。それぞれの整備スケジュールの策定にあたっては、市の財政状況等からみた実施可能事業量、事業の実施順位などを勘案し、蒲江処理区を平成 28 年度までに、佐伯処理区を平成 38 年度までに整備完了する方針としました。

また、進捗状況管理のための管理指標（ベンチマーク）を以下のとおり定め、汚水処理普及率と水洗化率について、平成 47 年度の達成を目標としました。

表 4 管理指標(ベンチマーク)

	これまでの取り組み	H25年度 末実績	今後の取り組み	開始予定時期	予想される効果	H37年度 末目標	H47年度 末目標
汚水処理 人口普及率	・集合処理の面整備促進 ・市報、ケーブルテレビ等による啓発活動 (単独処理の合併への転換等)	69.5%	・集合処理の面整備促進 ・市報、ケーブルテレビ等による啓発活動 (単独処理の合併への転換等) ・浄化槽補助についての広報活動	平成27年度 予定	・これまでの取り組みに加え、浄化槽補助に関する広報活動を行うことで、汚水処理人口普及率向上に資する事ができる。	85.9%	100.0%
水洗化率	・戸別訪問による水洗化の促進 ・市報、ケーブルテレビ等による啓発活動 (水洗化促進)	61.8%	・戸別訪問による水洗化の促進 ・市報、ケーブルテレビ等による啓発活動 (水洗化促進) ・浄化槽補助についての広報活動	平成27年度 予定	・これまでの取り組みに加え、浄化槽補助に関する広報活動を行うことで、水洗化率向上に資する事ができる。	84.2%	100.0%

本市全域における、最終的な集合処理区域図（生活排水処理施設整備構想図）と、整備区域の変更を行った佐伯処理区の整備区域図を次頁以降に示します。

图 6 污水处理构想图

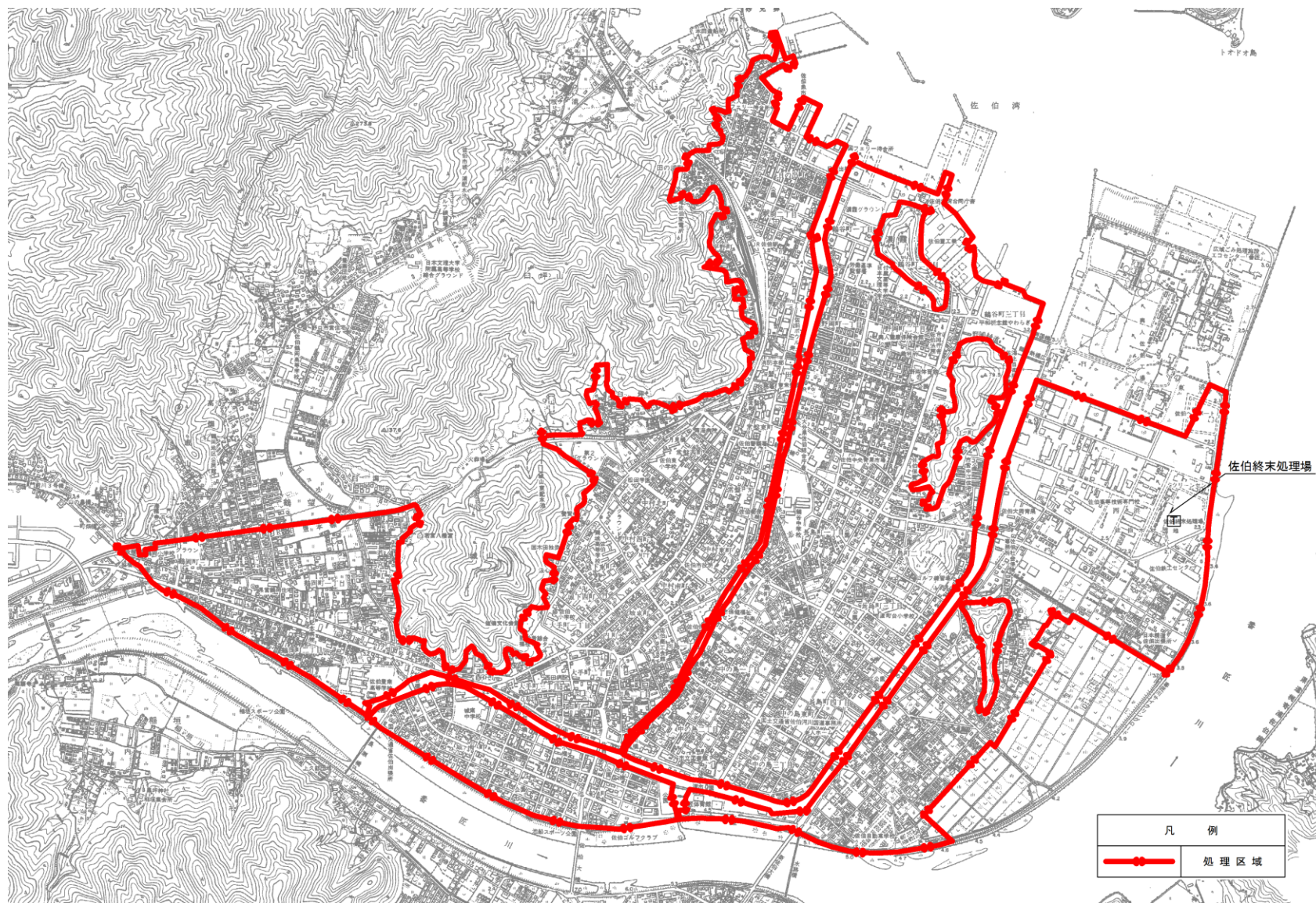


図 7 佐伯処理区 整備区域図